

○ 農家以外の農業事業体への地方公共団体の出資状況

計	農協・その他の農業団体、 その他と共同出資	農協・その他の農業団体と 共同出資	その他と共同 出資	地方公共団体 のみ出資
190	27	52	12	99

資料：2000年世界農林業センサス「農家以外の農業事業体調査報告書」（農林水産省統計情報部）

○ 中山間地域における第3セクターの設立状況

区 分	組 織 形 態				合 計
	社団法人	財団法人	株式会社	有限会社	
第3セクター数	36	80	21	24	161
農作業受託	19	67	11	19	116
畜産	16	2	9	5	32
加工販売等	23	75	18	21	137

資料：農林水産省旧構造改善局調べ（平成10年5月1日現在）

注1：調査対象は、特定農山村地域、振興山村地域、過疎地域、離島地域、半島地域。

注2：本表に係る第3セクターは、農地保有合理化事業、農作業受託事業又は産直事業のいずれかを行っているものである。

農地流動化対策

14年度予算額（13年度予算額）

農業経営基盤強化促進法に基づく効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を実現するためには、認定農業者等担い手への農地の利用集積を促進することが必要である。

- (1) 農地利用集積特別対策
- ① 市町村ごとに設定した農地流動化目標の達成に向けて、関係機関・団体が流動化情報を共有し、関連事業の組み合わせや実施時期、役割分担等を明らかにした市町村事業連携計画を策定するとともに、同計画に基づく総合的な農地流動化対策を実施。
 (農地流動化地域総合推進事業) 1, 136 (2, 528) 百万円
- ② 基盤整備が実施された地区において、地域農業者の合意の下に担い手への農地の面的集積を促進するとともに、土地利用型作物の生産振興や農地の効率的利用に資する農地の利用調整に取り組む重点推進地区を育成。
 (農地利用集積実践事業) 793 (1, 329) 百万円
- (2) 基盤整備が実施された地区において、地域農業者の合意の下に農地利用に関するプランを作成し、農地保有合理化促進事業の重点的实施により担い手への農地集積を加速。
 (利用集積緊急推進事業) 12, 100 (0) 百万円
- (3) 経営構造確立構想の達成に向けて、担い手経営農地の面的集積や作物別作付地の団地化を図るための土地利用調整システムの構築を支援。
 (転換システム構築支援事業) 76 (0) 百万円
- (4) 地域農産物の安定的な供給体制を確立するための適地適作を考慮した作付地の団地化への支援。
 (販路開拓緊急対策事業(うち生産団地確立実践活動分)) 0.8 (0) 百万円
- (5) 農地保有合理化事業
- ① 農地保有合理化法人が自ら農用地等を買入れ又は借り入れて一定期間保有した後、一定の要件を満たす認定農業者等に再配分(売渡し又は貸付け)を行うことにより、円滑な離農と認定農業者等への農用地の利用集積を促進。
 (農地保有合理化促進事業) 事業枠 660 (496) 億円
- ② 農地保有合理化法人が農地の売渡信託を引き受け、同時に委託農家に対し無利子資金の貸付けを行うことにより、円滑な離農と認定農業者等への農用地の利用集積を促進。
 (農地信託等事業) 融資枠 1 (1) 億円
- ③ 自己資本の充実と経営規模の拡大を図る農業生産法人を支援するため、農地保有合理化法人が農用地等を現物出資。
 (農業生産法人出資育成事業) 資金枠 10 (3) 億円
- (6) 農地保有合理化総合推進事業
 地域の実情に即した農地流動化と農地利用の集団化を促進するため、県合理化法人と市町村合理化法人が連携して集落等を単位として農地保有合理化事業を総合的、効果的に実施するための体制を整備。
 (農地保有合理化総合推進事業) 186 (186) 百万円
- (7) 農作業受委託促進特別事業
 農地保有合理化法人が農作業の受託者に対して受託料の3年分以内(認定農業者については5年分以内)を無利子で貸し付ける事業により農作業受委託を促進。
 (農作業受委託促進特別事業) 貸付枠 60 (60) 億円
- (8) 農地売買円滑化事業
 農地保有合理化法人が買入れた農地を認定農業者等に一時貸付け後に売り渡す際に、一時貸付期間中の農地価格の下落により買入価格との差額が生じた場合に、農地保有合理化法人に対し当該差額の一部を助成。
 (農地売買円滑化事業) 1, 000 (1, 000) 百万円

利用権設定等促進事業の概要

農業経営基盤強化促進法に基づく市町村基本構想に従って実施される農業経営基盤強化促進事業の一環として利用権設定等促進事業（農用地について利用権の設定・移転、所有権の移転を促進する事業）が位置づけられている。

1 農用地利用集積計画の作成

市町村は、農業委員会の決定を経て利用権設定等の当事者、利用権設定等を行う土地、借賃等を定めた農用地利用集積計画を定めなければならない。

2 農用地利用集積計画の要件

- (1) 計画の内容が市町村基本構想に適合すること
- (2) 利用権の設定等を受ける者が次の全てに該当すること
 - ① 農用地のすべてを耕作する場合
 - ② 農作業に常時従事する場合
 - ③ 効率的に耕作を行う場合
- (3) 利用権を設定する土地について権利関係者すべての同意を得ていること

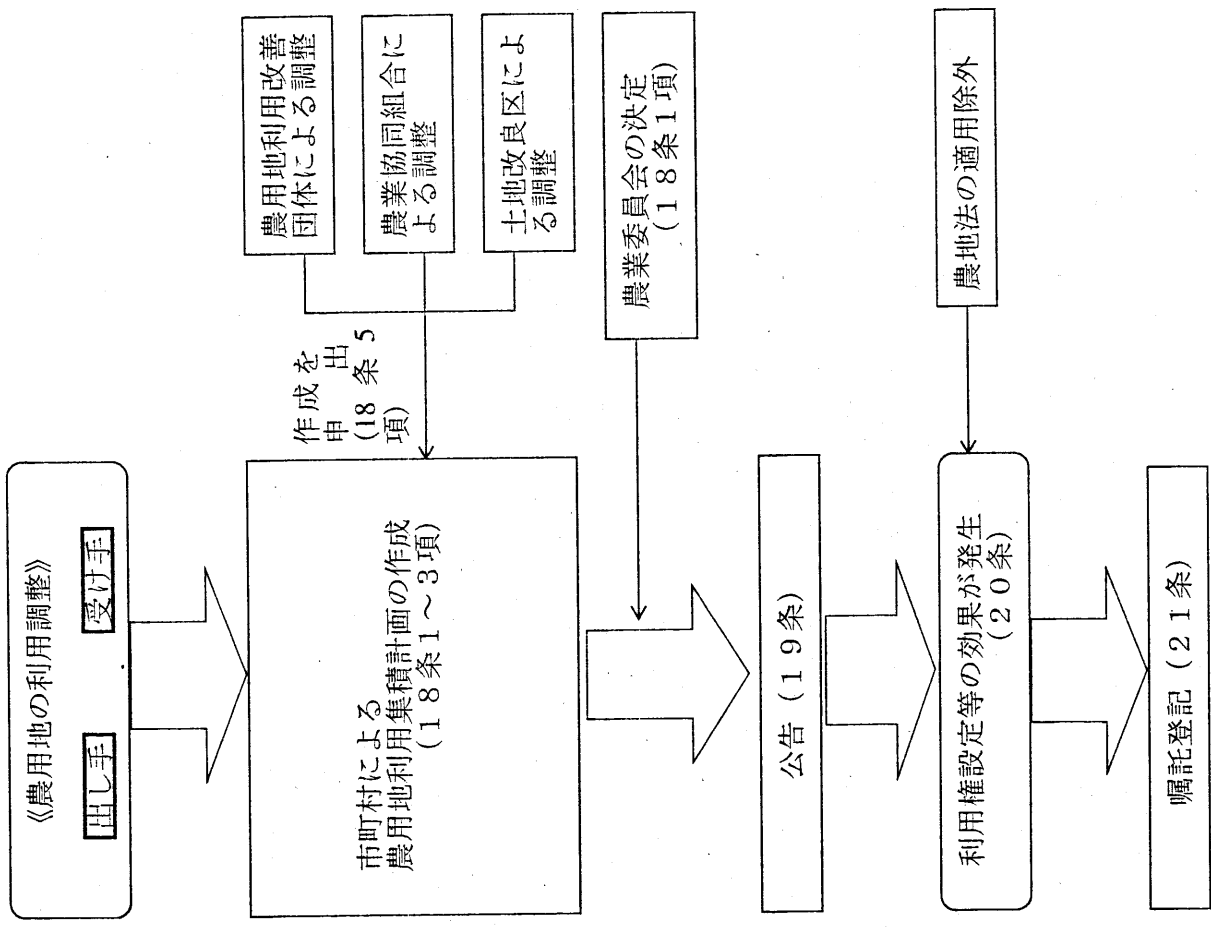
3 計画の公告

計画の公告により、計画の定めるところによって利用権が設定・移転され、又は所有権が移転する。

4 農地法の特例

農用地利用集積計画の定めるところにより農用地の利用権の設定等が行われる場合には、次の規定は適用されない。

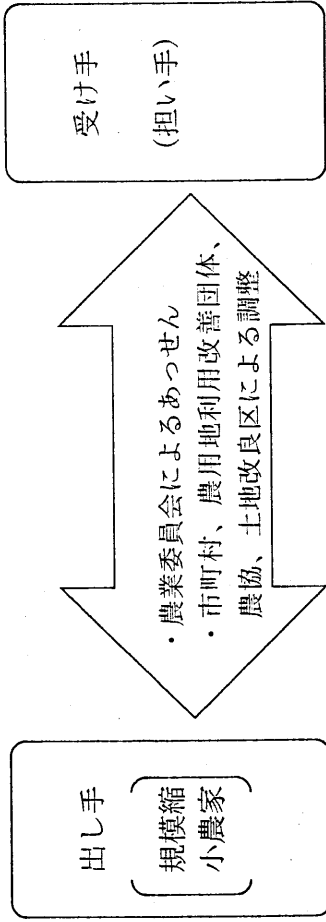
- ① 権利移動の許可（第3条）
- ② 小作地所有制限（第6条）
- ③ 賃貸借の法定更新（第19条）



農用地利用集積の推進方策

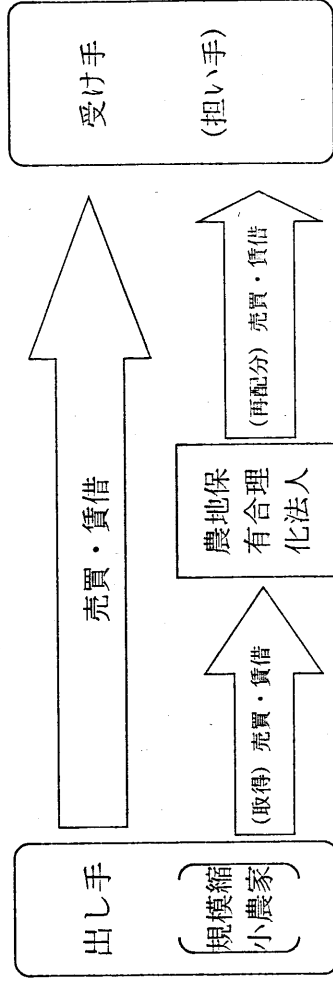
1 農用地の利用調整

- (1) 農業委員会によるあっせん（農地移動適正化あっせん事業）
農業委員会が、規模縮小農家と担い手の間に入って、規模縮小農家の農地が担い手に集積されるよう調整。
- (2) 市町村、農用地利用改善団体、農協、土地改良区による調整
これらの団体が農地の利用調整機能を活かして、規模縮小農家の農地が担い手に集積されるよう調整。



2 農用地の権利移動

- (1) 規模縮小農家と担い手との間で売買・賃借が行われる場合。
- (2) 農地保有合理化法人が、規模縮小農家から農地を買入れ（借り入れ）、担い手に売り渡す（貸し付ける）場合（農地保有合理化事業）。



利用集積緊急推進事業（新規）

1. 趣旨

近年の農産物価格の低迷等に伴い、土地利用型農業の担い手の規模拡大意欲の減退が懸念されているなかで、食料・農業・農村基本法が目指す農業構造の確立に向けて、意欲と能力のある経営体が地域農業の核となる農業構造への転換を図ることが喫緊の課題である。このような地域農業の構造転換を推進するためには、それらの経営体への農地の面的集積を緊急に推進していくことが不可欠である。

このため、生産基盤が整備された地区を対象に、地域農業者の合意の下に地域の農地利用に関するプランを作成し、これに基づき担い手への農地の面的集積を促進する。

2. 事業内容

- (1) 農業構造転換担い手集積加速事業（800地区）
 - ① 基盤整備事業の実施に伴い、既に作成されている担い手への利用集積計画をベースに優良農地の担い手への面的集積を促進するための農地利用プランを作成する。
 - ② 農地利用プランに基づき担い手への農地の利用集積を円滑に図るうえで必要となる簡易なほ場の整備等を行う。
- (2) 農業構造転換地域連携事業（1200地区）
 - ① 地域の合意に基づき、優良農地の担い手への面的集積を促進するための農地利用プランを新たに策定する。
 - ② 農地利用プランに基づき担い手への農地の利用集積を円滑に図るうえで必要となる簡易なほ場の整備等を行う。
- (3) 農地保有合理化促進事業の拡充

農地利用プランの実現を支援するために、以下の農地保有合理化促進事業を重点的に実施し、それに要する資金の一部を無利子で貸し付ける方式（回転資金化）を導入する。

 - ① 農地保有合理化法人が担い手以外の者から農地を買入れ、担い手へ売渡し又は一時貸付けを行った後に売渡しを行う。
 - ② 担い手へ農地を貸し付けるために農地保有合理化法人が担い手以外の者から農地を借り入れる場合、当該農地の貸し手に対して小作料の一括前払いを行う。

3. 事業実施主体等

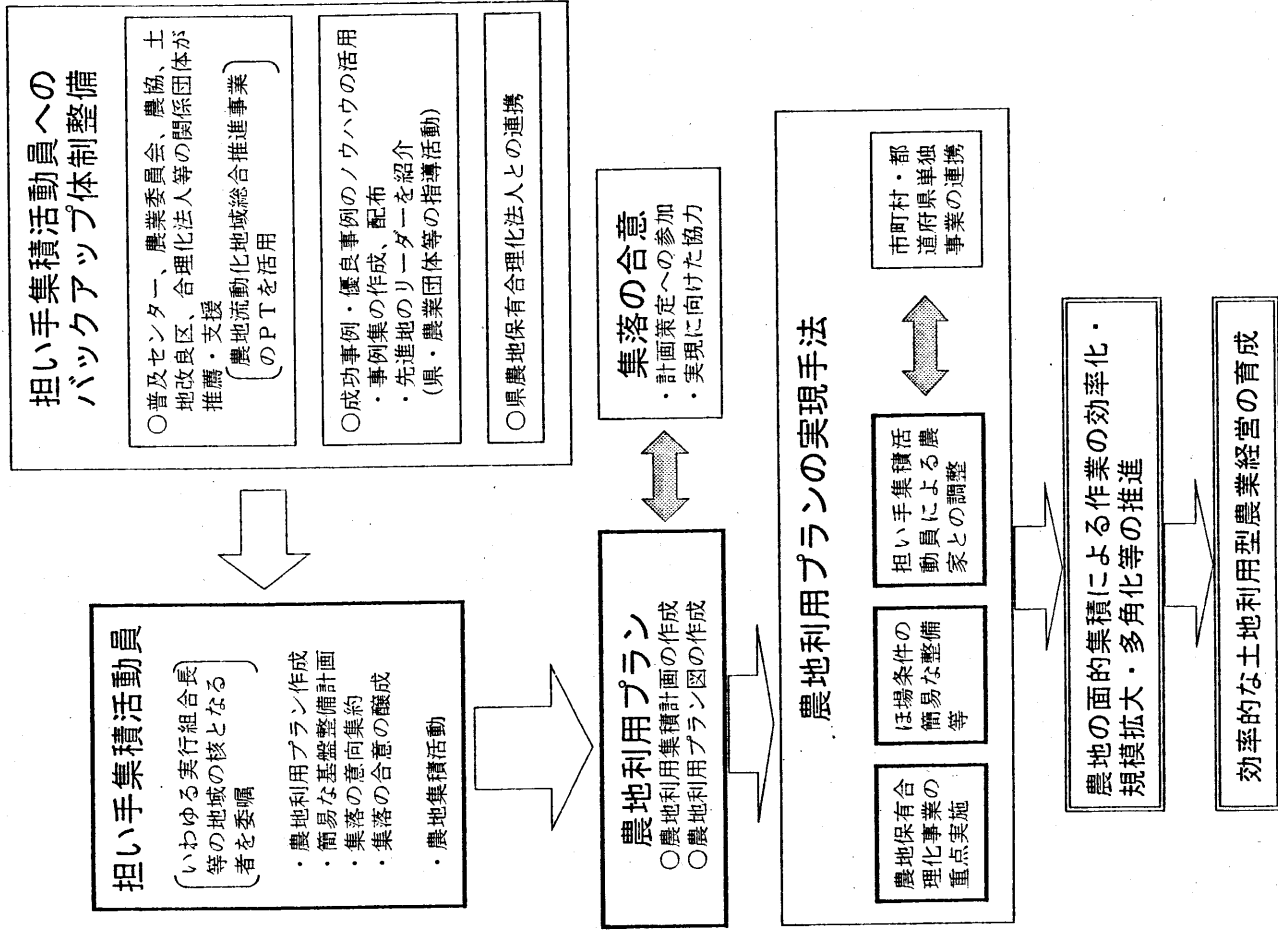
- (1) 実施主体
 - ① 農業構造転換担い手集積加速事業
市町村、農協、土地改良区、市町村公社
 - ② 農業構造転換地域連携事業
市町村、農協、土地改良区、市町村公社
 - ③ 農地保有合理化促進事業
都道府県、農地保有合理化法人、(社) 全国農地保有合理化協会
- (2) 事業実施期間
平成14年度から平成16年度までの3年間
- (3) 補助率
 - ① 農業構造転換担い手集積加速事業：1/2以内
 - ② 農業構造転換地域連携事業：1/2以内
 - ③ 農地保有合理化促進事業：定額

4. 平成14年度予算額

(1) 農業構造転換担い手集積加速事業（一般会計）	199,700 (0)	千円
(2) 農業構造転換地域連携事業（特別会計）	400,200 (0)	千円
(3) 農地保有合理化促進事業 拡充分	11,499,600 (0)	千円
計	12,099,500 (0)	千円

[経営局構造改善課]

利用集積緊急推進事業の体系



◇農地流動化地域総合推進事業概念図
農地流動化地域総合推進事業

<市町村農地流動化対策円滑化プロジェクトチーム>

市町村、農業委員会、都道府県事務所、地域農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農地保有合理化法人、農用地利用改善団体、その他の関係機関等の職員等

農地流動化総合調整事業

- 年度目標設定活動
(5年目標をもとに当該年度における流動化目標を設定)
- 事業総合調整活動
 - ・事業連携計画作成活動
(事業の選定及び組合せ方、関係機関・団体の役割分担、活動計画等)
 - ・進行管理活動
(各事業の進捗状況の把握、事業連携計画の微調整等)

農地流動化分析事業

- ・今後流動化が予想される農用地の状況
- ・年度目標と事業ごとの流動化目標の達成状況
- ・関連事業を効果的に実施するための事業間の連携方向
- ・その他

利用調整支援事業

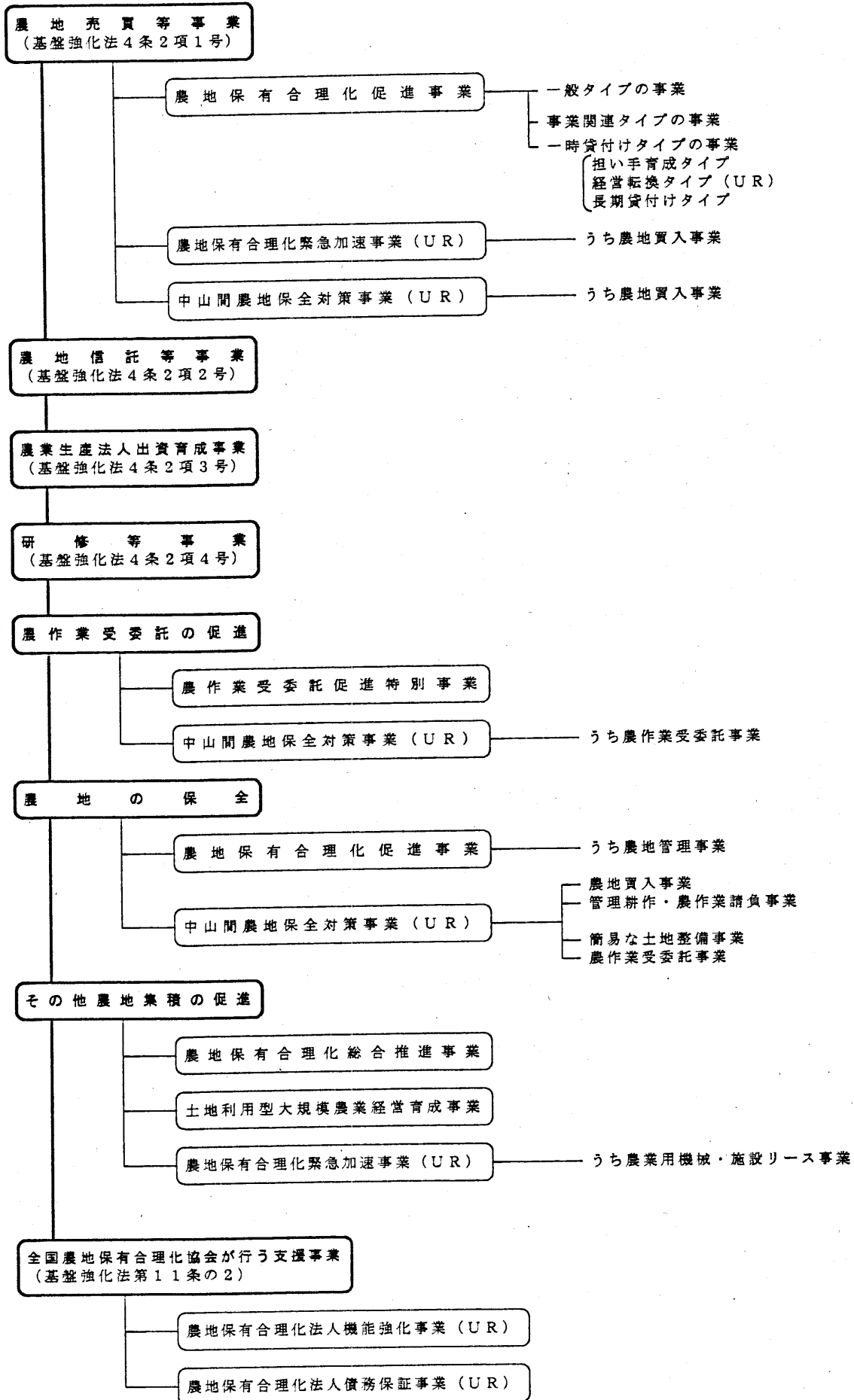
- 農業生産法人協調活動、農地移動適正化あっせん活動、囑託登記

農地流動化対策関連事業

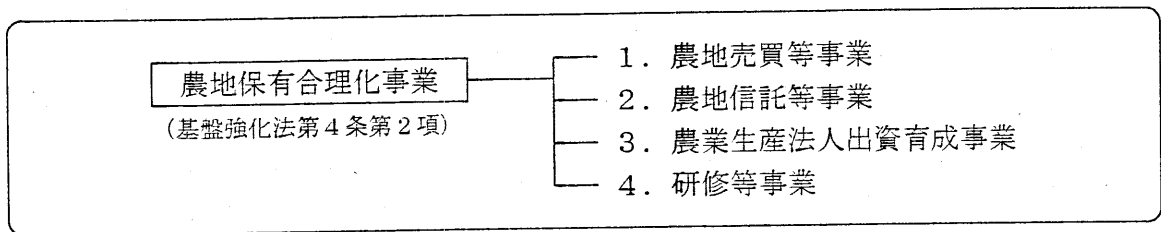
- 農地利用集積実践事業・・・・・・・・・・(市町村等)
- 利用集積緊急推進事業・・・・・・・・・・(市町村等)
- 販路開拓緊急対策事業・・・・・・・・・・(市町村等)
- 農地保有合理化事業・・・・・・・・・・(農地保有合理化法人)
- 認定農業者農作業受委託集積事業・・・(農業協同組合等)
- 経営構造対策・・・・・・・・・・(農業者等の組織する団体等)
- ほ場整備事業(担い手育成型)・・・・・・・・(土地改良区等)
- 畑地帯総合整備事業(担い手育成型)・・・(土地改良区等)
- 担い手育成草地整備改良事業・・・・・・・・(県等)
- 土地改良総合整備事業(担い手育成型)・・・(土地改良区等)
- 担い手育成農地集積事業・・・・・・・・・・(土地改良区等)
- 担い手育成草地集積事業・・・・・・・・・・(農業者等)
- 担い手育成基盤整備関連流動化促進事業(土地改良区等)
- 担い手育成草地流動化促進事業・・・・(県(市町村))
- 農地流動化支援水利用調整事業・・・・(土地改良区等)

() 内は各事業の代表的な実施団体

農地保有合理化法人等が行う農地保有合理化に関する事業の体系図
(総括図)



農地保有合理化事業の概要

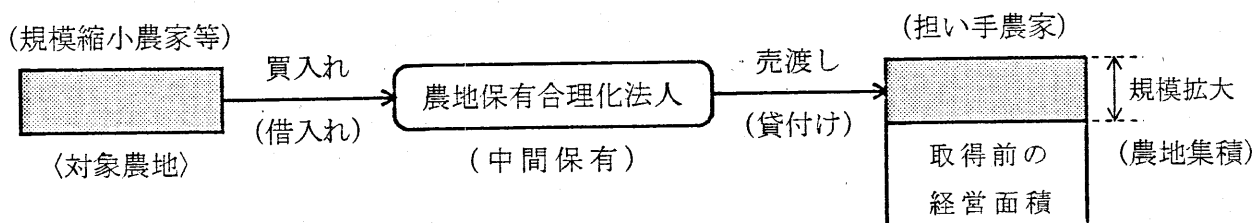


14年度予算額 (13年度予算額)

1. 農地売買等事業

(1) 目的と仕組み

我が国の農地所有の特徴である「零細分散錯ほ」状態を解消し、担い手農家への農地の利用集積を図るため経営規模の拡大、農地の集団化等合理的な農地保有を促進するため、農地保有合理化法人（農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化法人）が農用地等を取得（買入れ又は借入れ）し、当該農用地等を一定期間保有した後、担い手農家に再配分（売渡し又は貸付け）する事業



(2) 補助事業

農地保有合理化促進事業

事業枠 660 (496) 億円

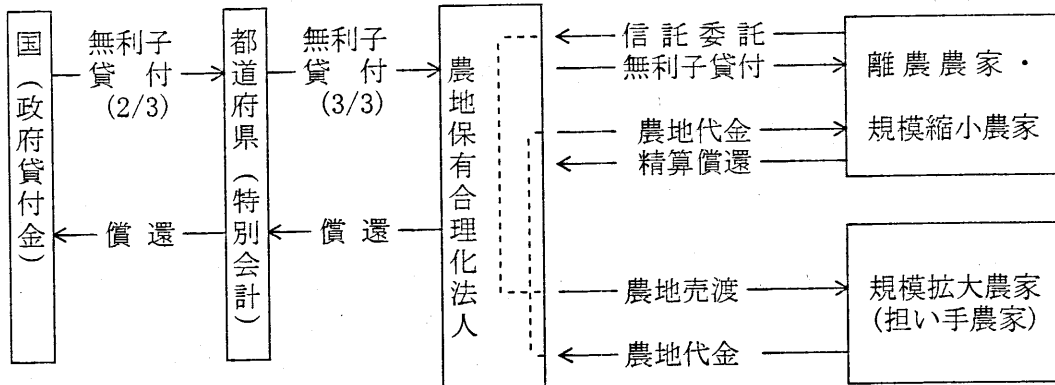
担い手農業者に農地の利用集積を図るため、次のタイプ別事業を実施

- 一般タイプの事業 (売買・貸借) : 規模縮小農家等から農地を買入れ（借り入れ）て、担い手農家に売り渡す（貸し付ける）事業
 受け手農家の金利負担（売買のみ） 1.5% H14.7.5現在
 貸し手農家に小作料の一括前払い（貸借） 3～10年分
- 事業関連タイプの事業 (売買) : 農地開発事業等と相まって、農地保有合理化法人が山林等を買入れて当該事業に参加し、農用地として開発整備された後に担い手農家に売り渡す事業
 受け手農家の金利負担 なし
- 特別タイプの事業 (売買) : 規模縮小農家等から優良農地を買入れ、担い手農家に一定期間貸し付け（貸し付けた後に当該農業者に売り渡す事業）
 受け手農家の金利負担 なし
 - ・担い手育成タイプ: 規模縮小農家等から農地を買入れ、担い手農家に一時貸付け（5年以内）後に売り渡す事業
 - ・長期育成タイプ: 規模縮小農家等から農地を買入れ、認定農業者等に長期（5～10年以内）に貸し付けた後に売り渡す事業
- 農地管理事業 : 農地売買等事業及び農地信託等事業により保有する優良農地を担い手に売り渡す（貸し付ける）までの間、良好な状態で管理するために、当該優良農地において緑肥作物の作付け及び管理耕作等を実施する事業
- 農業用機械・施設リース事業 : 農地保有合理化法人がリース会社等から借り入れた農業用機械・施設を農用地等と併せて認定農業者等に貸し付ける事業

2. 農地信託等事業

融資枠 1 (1) 億円

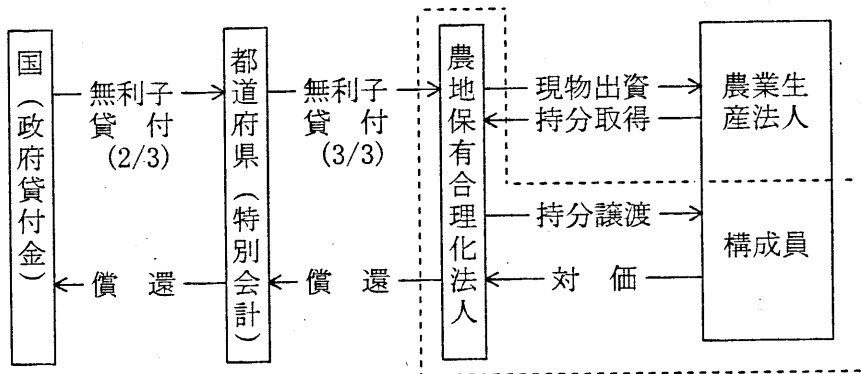
地価下落等による事業リスクにより、農地売買等事業では担い手農家への農地集積を行うことが困難な地域において、優良農地を担い手農家に円滑に集積するために、農地保有合理化法人が離農農家等から農地の売渡信託の引受けと併せて、信託委託農家へ無利子資金（当該農地の評価額の7割以内）の貸付けを行うことにより、円滑な離農と優良農地の担い手農家への集積を図る事業



3. 農業生産法人出資育成事業

資金枠 10 (3) 億円

地域農業の担い手である農業生産法人の自己資本充実と経営規模拡大の支援によりその育成を図ることを目的として農地保有合理化法人が農業生産法人に農地を現物出資し、当該出資により取得した農業生産法人の持分を構成員に対して、分割譲渡（最長25年）する事業



4. 研修等事業

農地売買等事業により農地保有合理化法人が保有する農地を活用して、将来の担い手の育成確保を図るため新規就農者等に対して農業の技術、経営の方法に関する実地研修を行う事業

5. その他事業（補助事業）

(1) 農地保有合理化総合推進事業

186 (186) 百万円

地域の実情に即した農地流動化と農用地の集団化を促進するため、県合理化法人と市町村合理化法人が連携して集落等を単位として農地保有合理化事業を総合的、効果的に実施するための体制を整備する事業

(2) 農作業受委託促進特別事業

貸付枠 60 (60) 億円

農地保有合理化法人が農作業の受託者に対して受託料の3年分以内（認定農業者については5年分以内）を一括して無利子で貸し付ける事業

(3) 農地売買円滑化事業

1,000 (1,000) 百万円

農地保有合理化法人が買い入れた農地を認定農業者等に対して一定期間貸付け後に売り渡す際、貸付け期間中の農地価格の下落により買入価格との差額が生じた場合、農地保有合理化法人に対し当該差額の一部を助成する事業

農地保有合理化促進事業の要件

		一般タイプの事業	事業関連タイプの事業	特別タイプの事業	
				担い手育成タイプ	長期育成タイプ
即売渡し		可	可	可	-
貸付け後の売渡し		-	-	5年以内	5～10年以内
買 入 要 件	土地条件	-	事業関連土地	優良農地	優良農地
	買入面積	-	-	-	-
	〈中山間地域〉			〈 - 〉	
	相手の確保	-	-	必 要	必 要
売 渡 ・ 一 時 貸 付 要 件	受け手の要件	認定農業者優先	認定農業者優先	認定農業者優先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定農業者 ・ 新規就農者
	受け手の年齢	60歳未満 〔後継者がいる場 合は超えても可〕	60歳未満 〔後継者がいる場 合は超えても可〕	55歳以下 即売りは60歳未満 後継者がいる場 合は超えても可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定農業者 は50歳以下 ・ 新規就農者は 45歳以下
	[新規就農者]			[50歳以下] 中山間地域新規就 農者は55歳以下	<ul style="list-style-type: none"> 中山間地域新規 就農者は50歳 以下
売渡・貸付後の 経営面積	基準面積	目標面積	目標面積	目標面積	新規就農者は 基準面積
[新規就農者]	〔基準面積以下でも可〕		〔基準面積〕	〔基準面積〕	
〈中山間地域〉		に到達するか、又 はおおむね5年以内 にその規模に到達す ると認められること	〈基準面積〉	を越えること	を越えること

(備考)

- 「基準面積」：当該地域における営農類型ごとの農家の平均経営面積
- 「目標面積」：当該地域における営農類型毎に今後育成していこうとする目標面積
- 「事業関連土地」：農用地開発事業、ほ場整備事業等を行う農地、未墾地等
- 「優良農地」：土地改良事業等の公共投資が行われた土地等

耕作放棄地の推移

(単位：千ha、%)

	昭和60年			平成2年			平成7年			平成12年		
	経営耕地	耕作放棄地	耕作放棄地率	経営耕地	耕作放棄地	耕作放棄地率	経営耕地	耕作放棄地	耕作放棄地率	経営耕地	耕作放棄地	耕作放棄地率
全国	4,567	93	2.0	4,361	151	3.3	4,120	162	3.8	3,884	210	5.1
都市的地域	1,031	21	2.0	660	28	4.0	597	26	4.1	544	33	5.7
平地農業地域	1,687	18	1.1	2,022	39	1.9	1,948	49	2.5	1,871	66	3.4
中山間地域	1,849	53	2.8	1,679	84	4.8	1,575	87	5.2	1,468	111	7.0
中間農業地域	1,405	36	2.5	1,223	60	4.6	1,150	62	5.1	1,077	80	6.9
山間農業地域	444	17	3.6	456	25	5.1	425	25	5.5	392	31	7.4

資料：農林水産省「農業センサス」

注1：耕作放棄地とは、過去1年以上作付けをせず、この数年の間に再び耕作する意思のない土地

注2：耕作放棄地率＝耕作放棄地面積／（経営耕地面積＋耕作放棄地面積）×100

○ 耕作放棄地の動向

(単位：千ha、%)

	昭和55年面積	昭和60年面積	平成2年面積	平成7年面積	平成12年					
					面積		耕作放棄地率		畑	
					田	畑	田	畑		
合計	92	93	151	162	210	84	125	5.1	3.6	7.2

資料：農林水産省「農業センサス」 (毎年2万ヘクタール発生)

耕作放棄地の発生要因

発生要因	有効回答数(市町村)	割合
労力・受手不足	392	53%
高齢化	68	9%
後継者不足・兼業化	39	5%
複合的要因	285	38%
土地条件が悪い・未整備	209	28%
農業意欲の低下	56	7%
不在地主・相続等	33	4%
その他	49	8%
計	739	100%

注：遊休農地活用推進事業実施市町村（461）の回答によるもので、未回答市町村がある。
また、複数回答市町村がある。

平成14年度の遊休農地解消のための主要事業

(単位：百万円)

事業名	平成14年度 予算額	事業内容
1. 遊休農地解消総合対策事業	158	○市町村段階での遊休農地活用計画策定 ○遊休農地の簡易な土地条件の整備 ○集落機能を活用した遊休農地活用集落 計画策定及び遊休農地再活用ボランテ ィアの養成等を追加
2. やすらぎの交流空間整備事業	301	○遊休農地等を活用した滞在型市民農園 等の整備
3. 都市農村ふれあい農園整備 (新規)	173	○遊休農地等を活用した市民農園の計画的な整備
4. 地域資源活用ふれあい交流空間整備事業(新規)	100	○遊休化した「谷津田」等地域資源を活用した自然とのふれあいの場、自然教育の場の整備
計	732	

遊休農地に関する措置（農業経営基盤強化促進法第27条）の概要

1 趣旨

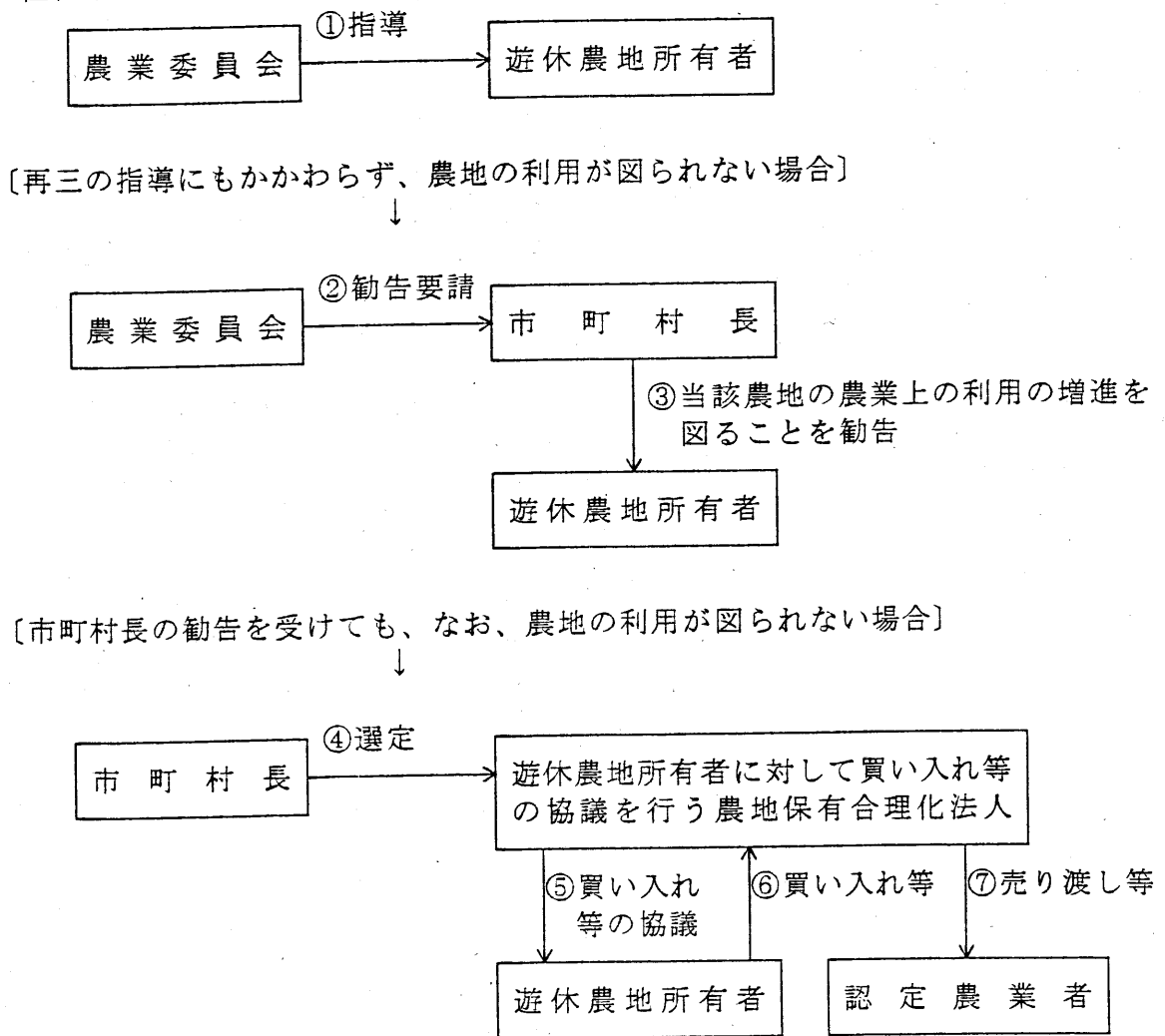
経営基盤の強化を図るためには、農用地の農業上の利用を促進することが最も重要であることから、農用地の利用権の設定等や農作業の受委託の促進だけでなく、農地として利用できる条件にありながら利用されていない遊休農地の活用も積極的に図る必要がある。

このため、遊休化していることにより周辺の農地に悪影響を及ぼすような農地について、市町村長による勧告制度を設け、遊休農地の農業上の利用の増進を図ることとした。

2 対象となる遊休農地の要件

- ① その農地が現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれること。
- ② その農地を含む周辺の農用地の効率的かつ総合的な利用を促進するため、その農地の農業上の利用の増進を図る必要があること。

3 制度の仕組み

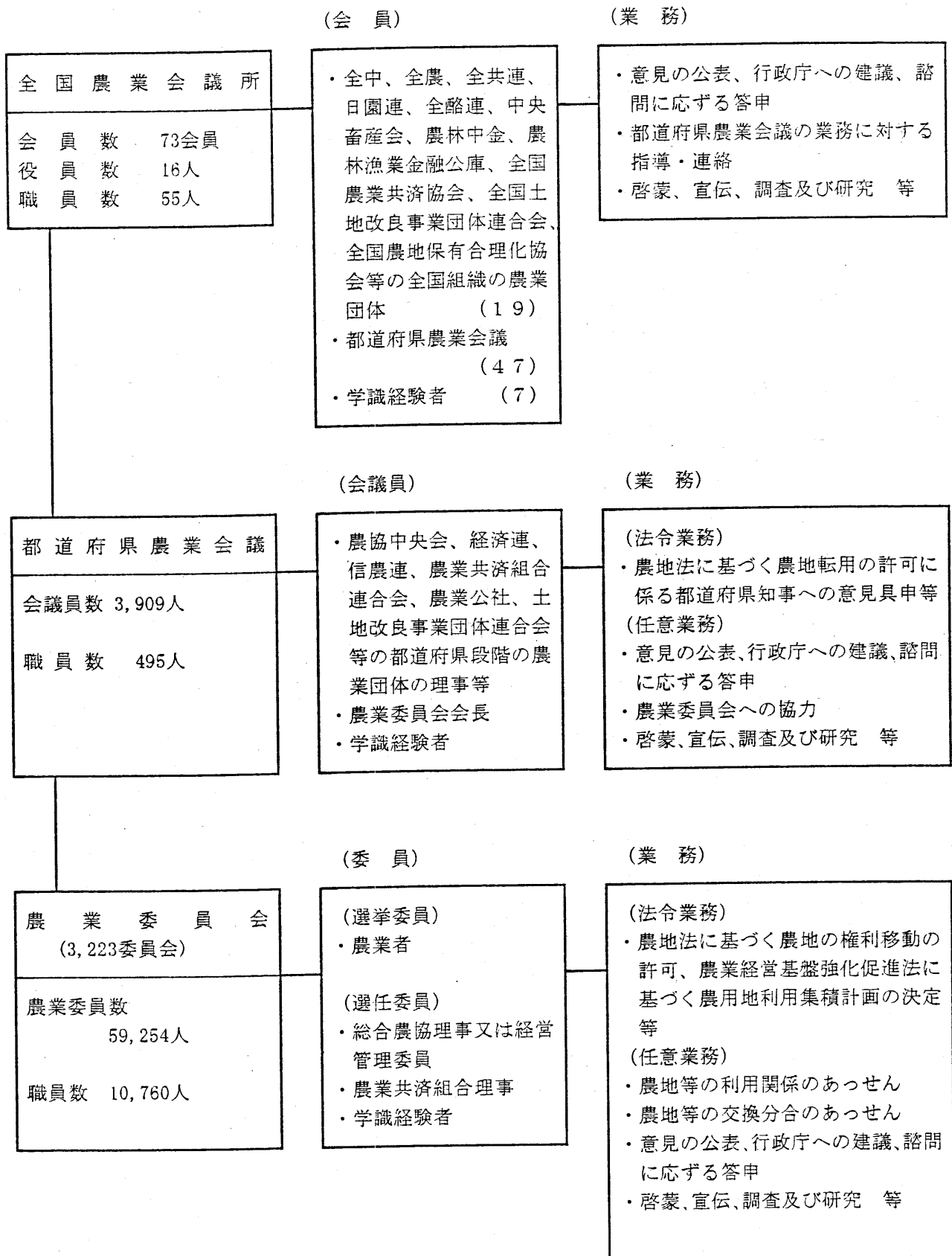


遊休農地に関する措置（農業経営基盤強化促進法第27条）の実績

(面積 : ha)

事項	年度	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年
	農業委員会の指導	件数	5,762	2,564	3,017	5,690	4,275	7,093	9,200	12,918	3,872	5,707
面積		795	497	710.8	1,102	751.8	1,586.3	2,028.2	2,720.8	791.4	813.1	1402.0
市町村長の勧告	件数	3,295	32	34	2	2	201	0	0	0	0	3
	面積	141.8	3.6	3.4	0.4	0.7	105.1	0	0	0	0	2.2
買入れ等の協議	件数	0	0	0	0	1	28	0	0	0	0	0
	面積	0	0	0	0	0.6	19.1	0	0	0	0	0
合理化法人による買入れ等	件数	0	0	0	3	1	40	0	0	0	0	0
	面積	0	0	0	120	0.6	26.4	0	0	0	0	0

農業委員会系統組織の概要



注1. 農業委員会及び都道府県農業会議は、平成12年10月1日現在である。

2. 全国農業会議所は、平成14年4月1日現在である。

業務

1 農業委員会

◎、法令の規定により専属的な権限とされている法令業務及びそれ以外の任意業務を行う。

(1) 農地部会(又は総会)の平均開催回数は約12回

(2) 法令業務

○ 業務内容

農地法に基づく農地の権利移動の許可、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定等農地の利用関係の調整等に関すること。

○ 法令業務の処理件数

法令業務の処理件数は、全体として減少傾向にあるが、農業経営基盤強化促進法に基づく業務の割合が増加している。

・ 処理件数

60年 788千件 → 12年 593千件
(100%) (75.3%)

・ 利用権(農業経営基盤強化促進法関係)の構成比率

60年 19.4% → 12年 36.1%

農業委員会の業務の処理件数

① 法令業務

	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成11年		平成12年	
	処理件数	構成比	処理件数	構成比	処理件数	構成比	処理件数	構成比	処理件数	構成比	処理件数	構成比
農地法	767,456	88.8	635,522	80.7	620,734	81.1	454,421	74.1	381,131	66.1	379,122	63.9
第3条	382,537	44.3	315,314	40.0	256,786	33.6	160,471	26.2	132,714	23.0	130,506	22.0
第4・5条	338,916	39.2	279,006	35.4	318,093	41.6	258,466	42.2	213,572	37.0	211,184	35.6
第20条	46,003	5.3	41,202	5.2	45,855	6.0	35,484	5.8	34,845	6.0	37,342	6.3
農業経営基盤強化促進法	96,845	11.2	152,476	19.4	144,323	18.9	158,626	25.9	195,647	33.9	214,112	36.1
合計	864,301	100.0	787,998	100.0	765,057	100.0	613,047	100.0	576,778	100.0	563,234	100.0

「農地の移動と転用」による。

② 任意業務

	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成10年		平成11年	
	処理委員会数	処理件数	処理委員会数	処理件数	処理委員会数	処理件数	処理委員会数	処理件数	処理委員会数	処理件数	処理委員会数	処理件数
農地等の利用関係のあっせん等(1号)	2,278	1,757	26,003	21,297	1,617	14,821	9,808	10,423	860	10,423	878	9,539
農地の交換分合等のあっせん等(2号)	753	421	6,584	3,257	770	770	690	1,124	1,124	1,124	708	23,962
農業・農村に関する振興計画の相立及び其他の推進に関する事項(3号)	1,763	1,376	100	92	2,501	131	2,331	2,316	2,316	2,316	2,390	58
農業生産の推進に関する事項(4号)	1,601	1,373	1,709	1,445	2,683	2,895	2,659	2,792	2,657	2,792	2,734	473
農業生産、農業経営に関する調査及び研究(5号)	2,937	2,739	2,043	1,792	561	1,257	546	1,288	525	1,288	1,255	1,528
農業及び農村に関する事項についての特長、宣伝(6号)	429	569	444	331	217	217	158	149	149	149	147	2,900
意見の公表	857	707	839	670	443	443	339	263	263	263	278	602
建設	1,247	929	1,247	929	831	831	616	679	594	679	683	217
答申	998	858	2,007	2,104	544	544	283	221	221	221	217	850
合計	2,007	2,104	2,007	2,104	1,485	1,485	855	858	855	858	850	850

「農業委員会及び北海道府県農業会議実施調査結果」による。

活動内容

(1) 農地関係

主な事業	内 容
農地に関する情報 基盤の整備	農地関連業務を円滑に実施するための基礎的資料である、農地基本台帳(農地・農家についての資料)及び地図情報を整備・電子化し、農地の管理、有効利用等を促進する。
農地流動化地域総合 推進事業(利用 調整支援事業)	認定農業者からの利用権の設定を受けたい旨の申出及び農地移動適正化あっせん事業に基づく権利移動のあっせん

(2) 経営体の育成・経営指導

主な事業	内 容
農業経営管理能力 向上支援事業	経営管理能力の向上を図るため、認定農業者等を対象として、簿記記帳・青色申告の講習活動等を行う。

- ・ 農業者年金業務
(内容) 農業者年金加入資格者の認定、経営移譲年金の受給資格者の認定等の業務を行う。
- ・ 農地保有合理化促進事業
(内容) 担い手農家への農用地等の集積による規模拡大を促進するため、都道府県農業公社が買入れ、又は借入、規模拡大農業者に売却し又は貸付ける。

③ 任意業務

- 農業者の代表である農業委員で構成されていること、法令業務を通じて「土地と人(経営)」に関するノウハウを蓄積していることを活かして、次のような農地の流動化、担い手の育成等構造政策の推進を中心とした業務を行っている。
 - ア 農地等の情報を一元的に整備・管理し、これを基にして優良農地の保全、担い手への農地の利用集積等の農地関係業務の円滑な実施。
 - イ 認定農業者への農用地の利用集積に向けたあっせん・調整活動、農業関係機関・団体の実践活動総合調整等の実施。
 - ウ 簿記記帳・青色申告など農業者の経営知識の普及・指導、農業者年金、農地関係の税金等を中心とした相談活動の実施。

農業委員会系統組織の改革プログラムについて

(農業委員会部分の抜粋)

平成13年1月31日
全国農業会議所

農業委員会系統組織のあり方については、農業委員会等制度研究会において検討がなされ、昨年2月に報告書が取りまとめられたところである。

この報告書においては、農業委員会、都道府県農業会議、全国農業会議所の3段階において一定の改革の方向が示されるとともに、農業委員会系統組織としても組織体制の適正化や組織の効率的な再編整備について早急な対応が求められることから、組織の改革に関する改革プログラムを1年以内に策定することとされた。

これを受けて、当会議所は、今般、農林水産省との協議を踏まえ、以下の通り改革プログラムを取りまとめたところであるが、この取りまとめに当たっては、

① 農業委員会等制度研究会報告書が示した「組織の見直しの方向」に沿ったものとする

② 食料・農業・農村基本計画（平成12年3月24日閣議決定）が示したとおり、「優良農地の確保及びその有効利用、担い手の育成及び確保等の役割を効率的かつ十分に果たすこと」ができるようにすること

を旨として業務および組織のあり方について検討を行ったところである。

今後、農業委員会系統組織の関係者等にこの改革プログラムの内容について、情報提供を行いつつ、着実に推進していくこととする。

1. 市町村農業委員会

「基本計画」の実現のために、農業委員会は、行政委員会として農地法等の法令業務の厳正実施の役割を十全に果たすとともに、地域の農地利用についての新たな秩序づくりや担い手の確保・育成に全力で取り組み体制を確立する。併せて、農業者の公的代表として意見の公表、情報宣伝等の推進に努める。

項 目	13 ～ 14年度	～ 16年度
1. 行政委員会としての役割	◎改正農地法に基づく農業生産法人制度の適正運用による農業経営の法人化と地域農業の活性化の推進 ○農業生産法人の活動状況の的確な把握と指導体制の整備	・左記取り組みの推進

○農業生産法人の健全な育成と地域農業の活性化のための地域レベルの関係者との「協議の場」づくり

2. 構造政策への積極的取り組み

(1) 優良農地の確保及び有効利用、担い手の育成及び確保

- ◎農業現場の実情に即した農地対策・担い手対策（「地域農業再生運動」一平成11～16年度への推進）を着実に推進
- 農地利用の総点検と担い手の育成・農地の効率利用に向けた話し合い活動
- 遊休・耕作放棄地の発生防止と解消活動（特定農業法人づくり等）
- 地域農業者の経営改善計画の作成に向けた取り組み（認定農業者の擁起起こし）
- 認定農業者との意見交換の実施

・左記取り組みの推進

(2) 農地・農家等に関する情報の電子化の推進による効率的な管理及び提供

◎農地基本台帳の電子化及び地図情報・照合システムの推進による農地、農家等の情報の効率的な管理及び情報提供等の体制を整備

・左記取り組みの推進

(3) 農業者年金の新制度への円滑な移行の実現

◎農業者年金の新制度の啓発普及活動の着実な実施

・左記取り組みの推進

(4) 関係機関・団体との連携強化

◎構造政策の一層の促進を図るため、関係する市町村部局、農協系統、農業公社等の団体との連携及び役割分担に向けた地域における協議を推進

・左記取り組みの推進

<p>3. 組織体制の適正化</p> <p>(1) 農業委員の地区担当制の整備</p>	<p>◎①遊休農地・無断転用等の点検、②農地の利用集積の促進、③認定農業者の掘り起こし、等の現場の課題に対応する農業委員を明確にするための農業委員の担当地区の設定</p>	<p>・左記取り組みの推進</p>
<p>(2) 農業委員定数の適正化</p>	<p>◎農業委員定数について、農家戸数・農地面積の減少等の地域の実情を踏まえた適正化のための見直しを推進 (平成14年7月・第18回農業委員統一選挙に向けた対応)</p>	<p>・左記の結果を踏まえた取り組みの推進</p>
<p>(3) 地域の農業・農村を担う多様な人材の農業委員への登用</p>	<p>◎地域の世話役や構造政策の積極的な推進に資するよう、女性・青年農業者及び認定農業者の選挙委員への立候補促進、選挙委員への登用の促進 ○女性農業委員については、「農山漁村男女共同参画推進指針」を踏まえ、1農業委員会当たり複数人の女性農業委員を目標に、議会推薦による女性委員の登用、選挙委員での立候補の環境づくりを推進 ○青年農業者、認定農業者の選任委員への登用や選挙委員での立候補の環境づくりを推進</p>	<p>・左記対策の結果を踏まえた新たな目標の設定と取り組みの推進</p>
<p>(4) 農業委員会間の広域連携</p>	<p>◎認定農業者等の広域的な農地利用に適切に対応するため、農業委員会の広域事務連絡会（仮称）の設置と定期開催による情報の共有化など連携の強化</p>	<p>・左記取り組みの推進</p>